

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、当社の企業理念である「常に豊かな知性と感性を磨き、市場に適応した価値ある製品を創出し、豊かな社会の実現と地球環境の保全に貢献するとともに、私たちの事業に携わるすべての人々が共に繁栄すること」を追求し継続的な企業価値の向上を達成するため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけております。そのためには、ステークホルダーに対して透明性と説明責任を果たし、また法令を遵守し、道徳・企業行動基準に基づいた誠実な経営を行うことを基本としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フェニテックセミコンダクター株式会社	440,000	16.56
尾崎 正晴	169,800	6.39
日本証券金融株式会社	138,200	5.20
藤阪 知之	123,400	4.64
アルス株式会社	113,000	4.25
株式会社中国銀行	110,000	4.14
芝宮 孝司	71,700	2.69
木村 浩	46,100	1.73
株式会社三井住友銀行	40,000	1.50
仲 剛志	34,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小松 熙	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松 熙	○	——	小松熙氏は、国際的な製造企業において代表取締役をはじめとした要職を歴任しており、企業経営に関わる豊富な経験と高い見識を有していることによります。小松熙氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門から監査計画及び監査実施状況、結果の報告を受けるとともに適宜、意見・情報交換を行う等連携し監査の参考としています。さらに監査役は会計監査人との会合を通じ、監査計画、監査実施状況、監査結果などについて報告・説明を受けるとともに、内部監査部門も交え、必要に応じ意見・情報交換を行うことで各監査業務の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田 耕太郎	他の会社の出身者													
川俣 尚高	弁護士													
清水 満昭	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 耕太郎	○	――	金融機関において長年の経験があり、また、事業会社において取締役を経験しており、かつ、財務及び会計に関する知識を有していることによります。池田耕太郎氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
川俣 尚高	○	――	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることによります。川俣尚高氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。
清水 満昭	○	――	国税局において責任ある職歴を歩まれ、また、税理士として企業税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることによります。清水満昭氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の会社業績及び企業価値向上の実現に向けたインセンティブとして、現任取締役に対して新株予約権472個を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

経営を担う取締役に一定のシェアを保有させること、従業員の当社事業への参加意識を高めることを目的として、幅広い役職員を付与対象としました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期において、当社の取締役及び監査役に支払った役員報酬は以下の通りです。
取締役 154,350千円
監査役 17,900千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは総務部で行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である経営企画部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役より重要会議の議事、結果を報告し、監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役7名のうち1名が社外取締役、監査役3名の全員が社外監査役であり、コーポレートガバナンスの充実、強化を目的として、最適な体制を構築しております。取締役会は当社企業グループ経営における、法定事項及び重要な業務執行等、重要事項の意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督しております。取締役会の下に取締役会決議と代表取締役社長決裁に向けての審議・決定機関としての常務会を設け、原則として週1回開催して効率的な職務執行を図っております。監査役会は監査役会が定めた監査役監査基準及び監査方針・計画に従い、取締役の職務の執行を監査しております。内部監査は内部監査グループ3名が担当しており、独立した立場にて、当社及び国内・海外子会社に対して、業務監査を実施しております。また、代表取締役を委員長とし、当社取締役を常任メンバーとしたリスクコンプライアンス委員会を設置し、当社企業グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理を推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する取締役会に社外取締役1名及び社外監査役3名が出席し、経営への監視機能を強化しております。当社はコーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えております。各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有し、当社との間に利害関係を有しない上記4名を社外役員として迎えることで、外部からの経営監視機能の確保を図る現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討してまいりたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	今後検討してまいりたいと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討してまいりたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにてIRポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を年1回以上開催し、事業内容及び経営方針をわかりやすくお伝えしていくこととします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を半期に1回程度開催し、決算、経営方針、中期経営計画等についてお伝えしていくこととします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外在住の大口株主が特定できる場合は、情報提供のための個別説明を実施していくこととします。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR専用ページを設け、経営ビジョン、決算情報、適時開示資料、その他の投資家に有益と考えられる情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	事業戦略室担当役員をIR責任者とし、直下の経営企画部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後社内規程等の充実を検討してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討してまいりたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後方針等の策定を検討してまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会決議に基づき、以下のとおり内部統制システムの整備を行っております。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び当社子会社（以下、TOREXグループという）共通の社内規範及び企業行動基準を制定し、取締役及び使用人等を対象範囲としたコンプライアンス規程を整備の上、周知、実践する。
 - b. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、毅然とした態度で組織的に対応する。
 - c. TOREXグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行い、財務報告の信頼性を確保する。
 - d. コンプライアンスを実践するため、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する規定の整備、コンプライアンス違反事例の調査、違反事例への対応と再発防止策の実施、教育等を実施する。
 - e. 法令・社内規程等の違反行為を早期に察知し、迅速かつ適切に是正していくことを目的に、TOREXグループ内部通報制度を導入し、その活動内容をリスク・コンプライアンス委員会に報告する。
 - f. リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反及び重要な活動等の内容を、取締役会、監査役に報告する。
 - g. 内部監査部門は、企業活動の状況と法令及び社内規程等との準拠性を監査し、改善のための指導を行う。
 - 2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に関する各種の文書その他の情報については、適用法令及び社内規程に基づき適切に作成、保存、管理を行う。
 - b. 情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本方針」に基づくその他関連規程を整備し、情報の種類に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
 - c. 保存されている文書その他の情報は、取締役及び監査役が常時閲覧することが可能な状態にする。
 - 3) リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制
 - a. 重大な影響をおよぼすリスクの発生を防止し、その影響の極小化を図るため、取締役及び使用人を対象範囲とした「リスク管理規程」及びその他の関連規程を整備し、リスクの管理を行う。
 - b. リスク評価を含めリスク管理を効果的かつ総合的に行うため、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの管理に関する規定の整備、リスク評価、事故への対応及び再発防止、教育等を実施する。
 - c. リスク・コンプライアンス委員会は、重要なリスク情報等を取締役会、監査役に報告を行う。
 - 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会において「経営判断の原則」を念頭に迅速な意思決定及び取締役の効率的な職務執行を推進する。
 - b. 取締役会は、月1回の定時開催の他、必要に応じて臨時に開催され、取締役会規則に定められている事項及びその付議基準に該当する事項等全ての重要事項の審議を行うとともに経営計画等の進捗管理を実施することで、意思決定の迅速化を図る。
 - c. 取締役会の下に取締役会決議と代表取締役社長決裁に向けての審議・決定機関としての常務会を設けて、効率的な職務執行を図る。常務会は原則として週1回開催する。
 - d. 業務分掌及び職務権限を明確にするために、規定を整備し、取締役の効率的な職務執行を確保する。
 - e. 取締役の職務執行状況については取締役会に対し適宜報告する。
 - 5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、TOREXグループ共通の社内規範及び企業行動基準に則り、グループ会社の管理規程を制定し、次の各号に掲げる体制を整備する。
 - a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確保するために、子会社に関する管理規程を定め、子会社運営の重要事項決定等の統制を行う。
 - b. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制を確保するために、代表取締役社長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社子会社におけるリスク評価、事故への対応及び再発防止、教育等を実施する。
 - c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するために、各子会社の業務執行に係る重要事項は、当社の取締役会にて決定し、各子会社の業務の効率性について、各子会社の取締役等を兼任する当社の取締役等による統制を図る。
 - d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、当社取締役等による業務執行の適正性の監視、当社内部監査部門の監査及び改善の指導並びに当社監査役による監査、各子会社取締役等との意思疎通及び情報交換を図る。
 - 6) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、その補助担当者を配置する。
 - b. 監査役職務の補助担当者は、取締役の指揮命令を受けず、また人事考課、異動、懲戒等については、監査役会の承認を要する。
 - 7) 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 取締役、使用人等は、監査役に対して法定事項に加え、以下の内容を報告する。
 - イ. 内部監査の実施結果
 - ロ. TOREXグループの経営に影響する重要事項
 - ハ. コンプライアンス違反に関する事項
 - ニ. 監査役が報告を求めた事項
 - ホ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - b. 監査役への報告方法のひとつとしてTOREXグループ内部通報制度を整備し、報告者を不利益扱いしないことを明記した「内部通報制度規程」を定め、周知する。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、環境整備等について監査役との十分な意思疎通を図る。また監査役は、効率的な監査を行うため以下の内容を実施する。
 - イ. 取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
 - ロ. 重要な決裁書類等を閲覧する。
 - ハ. 代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換を行う。
 - b. 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタント、通訳その他の外部アドバイザーを任用する等したうえで、必要な監査費用を支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力・団体に対し毅然とした態度で対応し、関係を根絶するため、役職員の行動規範として「TOREX企業行動基準」を定め、企業倫理及び法令遵守指針を設けております。また「反社会的勢力対策規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持しております。

反社会的勢力に対する直接的、間接的利益供与及び反社会的勢力からの被害を防ぐために、東京都知事所管の「特殊暴力防止対策連合会」へ

の加盟を行い、関係当局からの指導をうけるとともに情報共有を行っております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けております。

万一問題が発生した場合においても、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

